

平成17年第12回教育委員会記録

平成17年9月28日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成17年9月28日(水) 午後2時08分～午後3時15分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 安本 ゆみ
委員 宮坂 公夫 委員 大藏 雄之助
教育長 納富 善朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 学校適正配置 上原 和義 庶務課長 和田 義広
担当部長
杉並師範館 田中 哲 学校運営課長 馬場 誠一
担当課長
学務課長 井口 順司 指導室長 松岡 敬明
社会教育 赤井 則夫 済美教育 杉田 治
スポーツ課長 副所長
中央図書館長 原 隆寿 中央図書館長 齋木 雅之
中次

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋
法規担当係長 石井 康宏 担当書記 佐藤 守

傍聴者数 9名

会議に付した事件

(議案)

議案第53号 杉並区立井草社会教育会館の廃止について

(報告事項)

- (1) 杉並師範館の設立等について
- (2) 平成18年度入園の区立幼稚園児募集日程表
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

(選任)

杉並区教育委員会委員長の選任について

杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について

(その他)

杉並区教育委員会委員長の不信任動議

目 次

会議録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第53号 杉並区立井草社会教育会館の廃止について	4
報告事項	
(1) 杉並師範館の設立等について	5
(2) 平成18年度入園の区立幼稚園児募集日程表	7
(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	8
選 任	
杉並区教育委員会委員長の選任について	13
杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について	14
そ の 他	
杉並区教育委員会委員長の不信任動議	9

委員長 どうも、お待たせいたしました。多少、遅れましたけれども、始めさせていただきます。

本日は第12回の教育委員会定例会でございます。よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が1件、報告事項が3件となっております。

審議に先立ちまして、傍聴の皆様方に申し上げます。会議における言論につきましては、批評を加えたり、賛否を表明したり、私語・雑談などをされませんよう、よろしくご協力のほどお願いいたします。

では、初めに議案の審議に入ります。

日程第1、議案第53号「杉並区立井草社会教育会館の廃止について」を上程し、審議させていただきます。

社会教育スポーツ課長、ご説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 議案第53号「杉並区社会教育会館の廃止について」でございまして、右の議案を提出する。平成17年9月28日。提出者、杉並区教育委員会教育長、納富善朗でございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。

廃止する社会教育会館ですが、杉並区立井草社会教育会館、杉並区今川4丁目12番10号。廃止時期、平成18年3月31日でございます。提案理由については、記載のとおりでございます。

参考資料をつけております。廃止時期、廃止に至った経過、利用者への説明、それから住民の主な意見・要望とその対応でございます。

利用者への説明につきましては、第1回が4月22日、第2回が7月1日の2回実施してございます。

住民の主な意見・要望につきましては、記載のとおり3点ございまして、それぞれ対応をしているところでございます。

その他につきましては、施設概要に記載のとおり、昭和42年4月1日の会館から現在に至っているものでございます。

私からは、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

安本委員 「施設機能が類似している区民集会施設等」というのは、この近所にはどのぐらい、何があるのでしょうか。

社会教育スポーツ課長 すぐ近くに、歩いて10分くらいのところに西荻地域区民センター、それ

から3分かかるかどうかのところに、上井草会議室と申しまして、これは昔の上井草出張所の跡地でございます。そこはダンス、コーラス等ができるような防音設備等になってございます。

委員長 ほかにございますか。

参考資料のところで、住民の主な意見・要望とその対応というので、意見・要望側ですが、2番目の真ん中のところに「工事期間中」と書いてあるのですが、どういう意味なのですか。

社会教育スポーツ課長 まず、この社会教育会館を廃止した後、（仮称）今川図書館を建設予定でございますけれども、その建設までの間につきまして、代替施設として近隣の西荻地域区民センター、それから上井草会議室があるという意味でございます。

委員長 ほかにございますか。

（「なし」の声）

委員長 では、ご質問、ご意見ないようでしたら、議案第53号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

引き続きまして、日程第2、報告事項の聴取に入ります。

初めに「杉並師範館の設立等について」の説明を、杉並師範館担当課長からお願いいたします。

杉並師範館担当課長 杉並師範館担当課長からご説明をいたします。

表題が、「杉並師範館の設立等について」ということで、1枚簡単な資料をご用意しておりますが、設立等ということでの設立、それからそれ以降の進捗状況等について、まとめてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、資料の大きな1番、「設立日」でございますが、平成17年7月28日正式に設立をいたしました。この日に第1回の理事会を開きまして、関係の規約、規程、あるいはそれに関わるようなものを議決しまして、あるいは役員を選出を行って正式に設立に至りました。

それから2番目に、「杉並師範館の概要」と書いてございますが、別添の平成18年度の募集案内というものをおつけしておりますが、それに沿って簡単にご説明をいたします。

まず、開いていただいて1ページ、2ページには設立の趣意でございますが、設立趣意書がございます。それから3ページ目、4ページ目には、理念、塾是、あるいは教師心得といったようなものが記載されております。それから、4ページの右下の方でございますけれども、師範館の組織概要図ということ、理事会という組織、それから教務組織という組織を置いて、このような構成で組織を作ってきたというようなことが明示してございます。

それから、めくっていただきまして5ページ、6ページには、カリキュラムの内容を簡単にご

説明してあります。大きな柱としまして、演習、それから特別教育実習、それから講義、合宿・体験といったようなものを、1年間のイメージとしては下の方に図柄がございますけれども、このような形で進めていきたい。あるいは、月のスケジュールのイメージでいうと、毎週土曜日を中心としまして、日曜日は特別講義ということで入れていくというような内容でございます。

それから、7ページ、8ページには、選抜のスケジュール等が記載されております。この後、ちょっと説明いたしますが、大きな流れとしましては、今ちょうど出願を受け付けているところでございまして、こういった流れで、1月末には最終の合格発表をしていきたいと考えております。来年、18年4月が塾の開塾になりますので、そこから1年間の学習をしていただいて、卒業者を基本的に、区の採用選考を行って、先生として任用していくというような流れでございます。

それから、このページの右上の方に受講料ということがございますけれども、現在、予定でございまして、年間9万6,000円程度の受講料をご負担いただくと。ただし、区の教員として採用された場合は遡って免除して、ご返還をするというような考えでございます。

それから最後のページ、9ページ、10ページあたりですけれども、塾長として選出されました田宮塾長のメッセージ、それから塾の概要等が記載してございます。

それから、別刷りで杉並区教育委員会の教員募集案内というものを挟み込んで、同時に周知を図っているというような内容でございます。

資料に戻りまして、大きな3番の「今後の主な予定」でございましてけれども、9月に塾生の募集を始めました。9月9日から10月24日を締め切りとしております。それから、11月に選抜の試験を始めたいということで、1次は書類審査、それから2次は面接と論文、3次は面接ということで、1月末には塾生を決定していくという運びでございます。年が明けまして、18年4月ですけれども、入塾ということで、18年度中には、杉並区教育委員会の小学校教員の採用選考を塾生を対象に実施をしていきたいということでございます。19年3月に卒塾をしまして、4月から杉並区立の小学校の教員として採用予定というような大雑把な流れですけれども、このような予定になってございます。

それから、4番に「基本協定等」としてございましてけれども、これは別紙1、2がついてございますが、杉並区教育委員会と杉並師範館の間に、杉並師範館が実施する事業が区の新しい学校づくりに寄与するというに鑑みまして、相互に連携する内容の基本協定を結んでおります。また、あわせて杉並師範館、これは教員養成事業を実施するわけでございますけれども、その事業に関して協定を結んでございます。

これは、詳しくは別紙1、2をおつけしておりますが、まず別紙1の方が、基本協定書になってございます。これは、冒頭に記載してありますとおり、相互に連携することによって杉並区の

教育の振興を図ることを目的として、基本協定を締結するという事で、基本的な内容を協定として結んでございます。

それから、別紙2の方の事業の実施に関する協定書でございますが、具体的に若干ご説明しますと、選抜の基準であるとか、あるいは選抜の方法、それから教育方針等につきましては、これらを定めるとき、あるいは変更するときに、区教育委員会の方に協議をして決めていきたいと思いますというようなこと、それから両者の協力関係等を謳ったようなものが事業の実施に関する協定書として結ばれております。

それから、現在の進捗状況でございますが、過日9月12日に第2回の理事会を開きまして、追加した規程等をご議決いただくと同時に、カリキュラム等についての意見交換を行ってきたというようなことでございます。

以上、簡単でございますが、報告にかえさせていただきます。

委員長 わかりました。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

もう既に、受け付けが始まっていらっしゃるようですけれど、手元に送付されてきた件数とかあるのですか。

杉並師範館担当課長 今日現在で、数名でございますけれども、願書が提出されてございます。締め切りが10月24日ということで、募集要項を別添でおつけしておりますが、志望動機とか簡単な小論文をエントリーシートというような形でつけてございますので、皆さんお持ち帰りになったり、郵送で求めている方はかなりの数いらっしゃるのですけれども、恐らく慎重にいろいろ書かれて、10月の締め切りに近づくころから、提出が増えてくるのかなというふうに見込んでおります。

委員長 わかりました。

ほかにもございますか。何回か師範館についてはご説明いただいておりますから、内容についてはわかっていると思えますけれども、ございましたら。

(「なし」の声)

委員長 では、よろしいですか。特にございませんようですので、次に移らせていただきます。

「平成18年度入園の区立幼稚園児募集日程表」について、学務課長、ご説明をお願いいたします。

学務課長 私から、来年度の区立幼稚園の入園募集日程について、ご報告をさせていただきます。

初めに、周知のところでございますけれども、10月1日の広報、あるいはその時期からのホームページ、あるいはポスターの掲示等によって周知を図ってまいりたいということを予定しております。

募集案内・入園申込書の配布につきまして、記載のような日程で、区立の幼稚園あるいは学務課等でお配りをする予定でございます。

申し込み受付につきましても、こちらも例年どおりでございます。11月1日、こちらが各幼稚園、2日が教育委員会の学務課で受付をいたします。

定員を超えるような応募があった場合には、抽選をいたします。その抽選日は、11月7日というところでございます。昨年も1園抽選がございました。そのほか、入園選考ということで、例えば、障害がある等の課題があるお子様につきましては、面接あるいは健康診断をした上で就園指導委員会に諮り、入園後の措置について検討してまいるという予定でございます。

なお、私立幼稚園につきましても、区立幼稚園と同じような形で広報にも掲載いたします。募集案内等は、各園の方にお任せいたしておりますけれども、申し込み受付につきましては、区立と同じく11月1日から行うということで、私立幼稚園の連合会ともお話をさせていただいているところでございます。

私からは、以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 よろしいですか。では、承ったことにいたします。

では、最後に「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、社会教育スポーツ課長よろしくをお願いします。

社会教育スポーツ課長 私の方からは、共催と後援名義の8月分の新規について、ご説明させていただきます。

まず、1ページ目をお開きいただきたいと思います。

新規の事業でございますけれども、後援でございます。事業名ですが、「一瞬がきらめく 夏おもひで写真展」ということで、小学生以下の家族との写真を募集いたしまして、その展示会でございます。17年9月15日から9月19日まで阿佐ヶ谷地域区民センターで開いたものでございます。

次に、3ページ目をお開きいただきたいと思います。

共催の新規でございます。これは、東田中学校を会場といたしまして、家庭学級の事業で「心を豊かに 環境について考えよう」ということで、記載のとおり実施しているものでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

では、ご説明にご質問、ご意見ありましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、ございませんですよですので、以上で報告事項の聴取を終わらせていただきます。

大藏委員 それでは、ここで私は緊急動議を提出します。

丸田委員長の不信任動議を提出いたします。

(傍聴人から不規則発言あり)

委員長 静粛にお願いいたします。

では、そういう動議を出されましたので、議事進行を安本委員長職務代理者にお任せいたします。

(委員長退室)

(傍聴人から不規則発言あり)

委員長職務代理者 申し訳ございません。静かにしていただけますか。

委員長職務代理者の安本でございます。委員長に代わりまして、しばらく進行させていただきますのでよろしくお願いします。

ただいまの大藏委員からの動議でございますけれども、委員から趣旨説明をしていただきたく、その後、直ちに採決いたします。大藏委員、お願いいたします。

大藏委員 大分ほとぼりが冷めまして、8月12日以来随分時間が経ちました。私は、その当日はいろいろ混乱をしておりましたのでできませんでしたが、翌日、すぐに私が思っていることを委員長について問い合わせの事項を出しましたが、私が不在でしたので取り上げることができなくて、8月の末にも、私が委員会に出席する予定のところ、アメリカでハリケーンに遭いましたので帰国が遅れまして、出席ができませんでしたので延び延びになりました。

前回のときに、一応の意見を丸田さんから非公式に伺いましたが、それでは納得がいきませんので、ここに不信任動議を提出いたします。

もともとは2つあります。1つは、時間関係からいいますと後ですけれども、当日の8月12日の閉会后、委員長声明というのが出ました。これについては、全くの間違いでありまして、教育委員会は教育委員の委員長も採決に通常加わると、そして議事進行をするということですから、他の国会だとかいろんなところの本会議、委員会とは違いまして、そういうところでは議長や委員長は採決に加わらないと。可否同数の場合のみ、裁定をするということになっておりますけれども、教育委員会では常に一緒になって話をしておりますので、委員長が会を代表するという力はありません。ですから、委員長が言うとするれば、今日の会議でこのようなことが決まりましたということのおさらいをすべきであって、委員長の個人的な見解を言うことは許されません。

それにもかかわらず、あの声明は、とにかく委員長が個人として発言したことをなぞったようなものであって、不当なものでありました。私は、それを言いましたが、これはその後、私がアメリカから帰ってきましたら、もう釈明が出ておりました、あれは委員長としての意見ではなくて、教育委員の1人としての個人の意見であるということが出ておりました、教育委員会からも私の家に届いておりました。それについては、誤解があったというようなことが書いてありましたけれども、誤解ではありませんが、一応の釈明がありましたので、これについては、私は改めて問うまいと思っておりましたが、今日は一つの理由に挙げます。

2番目は、議事運営の不手際です。これは当日、議事録をお読みになればわかりますけれども、採択が終わった決定の後、傍聴人から委員の1人を名指しで、非常に大きな声での不規則発言がありました。

通常は、とにかく傍聴の方には発言を慎んでいただきたいと、静粛にしていいただきたいとこちらには言っておりますけれども、先ほどもありましたけれども、お守りにならない方もあります。それについては、委員会室の後ろに規則が書いてあります。傍聴人は同意していただきたいと、傍聴規則が書いてあります。それで、しばしば事務局でも入室に当たってご注意を申し上げているところですが、今回は特にたくさんの傍聴者が予測されました。そうしますと、とてもこの部屋に入り切らないものですから、区役所の方の会議室、第3、第4委員会室とかその他を使って、その方々を収容しようと。そこで音声を流して……

(傍聴人から不規則発言あり)

大藏委員 収容でしょう、それは。今の発言も、傍聴者は発言をしてはいけないということですから、委員長代行者はそれについて注意をすべきです。

(傍聴人から不規則発言あり)

委員長職務代理者 ちょっと、静かにしましょう。お話を聞いていただけますか、最後まで。

大藏委員 それで、常々とにかく傍聴者から不規則な発言があったり、それから他に聞こえるような大きな声での私語があったりした場合には、注意をするということになっております。委員長が注意をして、「静粛にしてください」ということを言って、それでも止まらなかったときは退室をしていただくということになっております。しかし、これは常々ちょっとしたところで一々やることもないということもあるでしょう。だから、丸田委員長も必ずしもそれをきちんとお守りになったわけではありません。過去にも幾つかの問題はありました。

けれども、今回は、多数の人がおいでになるので、そして別室でお聞きになっているときに、音だけ流れるとここの雰囲気もわかりませんし、いろいろ混乱が起こる恐れがある。それから、本来、ここでやることについては、マスコミを含めて事前の撮影、録音は許されておりますけれ

ども、会議中の撮影、録音はしないということになっておりますが、別室では皆さんお聞きになっているから、そこで録音もできるでしょうし、いろいろ後から問題も起こるかもしれない。だから、適切に処理をしていないと問題があるということで、今回は、特に私ども教育委員の間で申し合わせをしまして、どのようにするかというのをやりました。

当然、通常のとおり不規則な発言があったら注意をして静粛をお願いをする。そして、再度注意しても収まらないときは退席をしていただく。そして、それでもなおかつ、他の方、残りの方の間でいろいろ起こった場合は、とにかく前の方が退席しても起こるわけですから、全員退席にしてやる場合ならば、もう公開はしないというのと同じことになりますので、そのときは1回休憩をして、どのようにするかを諮ろうということになっておりました。

しかし、このときに丸田委員長は、不規則発言があったときに、それを全く制止することなく議事を進行しました。ご本人の話を聞きましたところ、「私は発言中であって、それでもうあと数行読めば終わるところであったので、それはとらなかった」ということですが、それは委員長の職責ではありません。委員長としては、そのような不規則なことが起こったとき、当然、規則に反したことがあったときには、直ちに制止をすべきであって、そして発言中であつたのならば、それは後から継続するなり、また、大きな声でみんないろいろ言ったわけですから、聞こえていないかもしれませんので、前から繰り返してやればいいのであって、そこで自分が発言中であつたから制止できなかったというのは、全く理由にならないということを言いました。

そうしたら、ご本人がおっしゃるのには、「僕は反応がスローだから」ということでした。反応がスローな方を、それでは私は議長には不適任であるということを言いましたら、本人は「学校でも学生が私語をするのに注意したこともないし、僕はそういうことをしないのでね」ということでしたので、それでは今後とも同じことになる。先ほど、私が動議を提出したときに不規則発言があったときにも、委員長は何も言いませんでした。だから、それからすると私は、委員長は不適任であると思っています。

ですから、不規則発言をちゃんと注意してやらないということは、規則を守ってちゃんと静粛になさっている方との間の不公平にもつながるものであります。

(傍聴人から不規則発言あり)

委員長職務代理者 もうすぐ終わりますので、もう少し静かに聞いてください。どうぞ、よろしいですか。

大蔵委員 代行にお話し申し上げますけれども、静粛にとまって注意をして、再度それが徹底しないようであったら、退席をしていただくということを言っていただくことになっております。

委員長職務代理者 承知いたしました。どうぞお続けください。

大藏委員 そのようにおっしゃいますか。

委員長職務代理者 もうこれで最後です。何もおっしゃらないでください。この後ありましたら申し訳ございませんが、ご退席いただくことになると思いますので。よろしいですか。

大藏委員 ですから、このような、できるだけ議事をスムーズに運営し、そしてできるだけ公開をしよう。だから、どんなことがあろうと、私は公開をすべきであると常に委員会の中で主張してきました。だから、こんな混乱が予想されるときには、他のいろいろなところの教育委員会等で秘密会にして公開していないところがあります。しかし、私はできるだけ理由を言って公開をする方がいいと。それから細かく言った方が、皆さんも反論もあるでしょうし、賛成もあるかもしれないけれども、それはちゃんとおっしゃることができる。しかし、何となく私はこれに反対する、何となくそういう感じがしましたということだと、反論もできなくなりますので、私はあえてそういうことをやると。そうすると、当然反対の方の不満も大きくなるでしょう。しかし、それはそれでまた別のところで解消されるべきであって、ここで発言をされることではないと私は思っております。

ですから、今のような委員長の態度であれば「僕はスローだから、反応が遅いのです。今まで学校でもそういうことがあって、私語をしたりしてべちゃくちゃやっても、注意したことはありません」ということであれば、今後ともそのようなことが起こる可能性がありますので、私は非常に残り少ないたった3日間ですけれども、けじめをつけるためには、私はここで不信任案を提出したいと思います。

委員長職務代理者 よろしいですか。

それでは、採決に移りたいと思います。

ただいまの大藏委員の動議に関しまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

(挙手)

委員長職務代理者 それでは反対の方、挙手を。

(挙手)

委員長職務代理者 同数になりましたので、職務代理者は委員長の代理でございますので表決権を持っております。この動議は、否決ということにさせていただきます。

以上です。

(傍聴人から不規則発言あり)

教育長 教育長として申し上げます。静かにしてください。静粛をお願いします。

(傍聴人から不規則発言あり)

教育長 静粛にしてください。

(傍聴人から不規則発言あり)

委員長職務代理者 今、委員長が参りますので、静かになさってお待ちください。

(委員長入室)

委員長職務代理者 信任されましたので、そのまま委員会をお続けいただきたいと存じます。

委員長 そうですか。では、予定を続けさせていただきます。

続きまして、日程第3、「杉並区教育委員会委員長の選任について」を審議させていただきます。ご案内しましたとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条」により、委員長の任期は1年となっております。私は、昨年の10月1日より委員長の職についており、今月末で任期満了となります。本日、新たに委員長を選任したいということでございます。

選任の方法ですが、「杉並区教育委員会会議規則第6条」により「単記無記名投票」と「指名推選」とがございしますが、いかがいたしましょうか。

教育長 委員長、すいませんが、しばらく休憩を入れませんか。

委員長 休憩をとという声があったのですが、よろしゅうございますか。

教育長 発言が全然出ないというのは、やってもしょうがない。暫時、5分間とか。

委員長 わかりました。では、5分休憩ということで。再開は、ちょっと切りのいいところで14時55分まで。8分ほどにさせていただきますよう。

(休憩)

委員長 では、委員会を再開させていただきます。

委員長の選任でございますけれども、ご意見ございましたらお願いいたします。

どういう方法で行うか。投票を行ったらよいでしょうか。

どなたかご意見お願いできますか。

大蔵委員 議事の進行について、いいですか。

特にみんな意見がなくて黙っているときには、委員長としてはどうするかをサジェストするなり、何かをすべきであると思います。本則においては、とにかく無記名投票をするということができているわけですから、委員長が、無記名投票をするのか、それとも指名推薦でやりますか、どなたか指名してくださいと言うのか、何かの進行をしないと、このままでは無期限に時間が経っていくと思います。

委員長 各委員の方からのご意見というものをいただきたいということで、私の方からご質問申し上げているのですけれども。

では、一つは単記無記名投票、もう一つが指名推選ということでございますけれども、単記無記名投票ということで、皆さん方、選任に協力していただけますでしょうか。

(「はい」の声)

委員長 では、投票は単記無記名で行いまして、有効投票の最多数を得た者を当選人といたします。

また、最多数を得た者が2人以上でありますときは、それらの者について再び投票することといたします。

以上、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、事務局の方で投票のご準備をお願いいたします。

投票の準備ができましたら、各委員に投票用紙を配布してください。

(投票用紙配付・各委員投票)

委員長 それでは、委員長である私が投票を点検いたしますが、点検に当たりまして、宮坂委員に立会人をお願いしたいと思います。

(開票)

委員長 ただいまの投票の結果、丸田が3票、大藏委員が2票となりました。

それでは、有効投票の最多数を得た私が当選人となりました。よって、丸田が委員長として選任されました。

では、簡単に一言ごあいさつ申し上げます。

杉並区教育立区の樹立に向けて、数多くの施策を計画し、また今後、着々と実現していかなければなりません。事務局と両輪でありますこの教育委員会のより一層の活動が、今後、期待されるわけですが、各委員の皆様のご協力、ご支援を得ながら、委員会を有機的に運営させていきたいと思っております。今後とも、よろしくをお願いいたします。

なお、8月12日の教科書採択にかかわる臨時教育委員会におきまして、傍聴者の不規則発言に対し、委員長が直ちに注意を与えなかったと、一部委員から意見が出ております。この件につきましては、私が採択に伴う意見をもとに口述中、しかも終了の直前に発生しましたために、注意を与えるなどの行為が物理的に無理であり、意見口述後、「静粛をお願いします」と注意しましたところでございます。

しかし、静かな環境での委員会、議事の運営が要求されているのでありまして、この件につきましては、深く反省しているところでございます。今後、このような事態が発生しました場合には、より敏速に注意を促すよう努力するつもりでございます。よろしくをお願いいたします。

引き続き、日程第4、「教育委員会委員長職務代理者の選任」につきまして審議させていただきます。これも、委員長と同じく今月末で任期満了となります。そこで、本日、新たに委員長職

務代理者を選任したいと思います。

選任方法は、委員長の選任同様に「単記無記名投票」と「指名推選」の2つの方法がございますが、いかがいたしましょうか。

委員長と同じように、単記無記名投票ということによろしいですか。あるいは指名推選というご意見があれば、いただければと思いますが。

単記無記名投票ということにいたしましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、投票によって選任させていただきます。

それでは、投票は単記無記名で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人といたします。

また、最多数を得た者が2人以上である場合は、それらの者について再び投票することにいたします。

以上の点、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、事務局の方で投票の準備をお願いいたします。

投票の準備ができましたら、各委員に投票用紙を配布してください。

(投票用紙配付・各委員投票)

委員長 それでは、委員長である私が投票を点検いたしますが、点検に当たりまして、大藏委員に立会人をよろしくお願いいたします。

(開票)

委員長 投票の結果、宮坂委員が4票、大藏委員が1票となりました。

それでは、有効投票の最多数を得ました宮坂委員が当選人となりました。よって、宮坂委員が委員長職務代理者として選任されました。

以上をもちまして、予定されました日程はすべて終了いたしました。

庶務課長、何かございましたらお願いいたします。

庶務課長 次回の日程でございますが、10月12日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長 では、これをもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。

どうもありがとうございました。